

発議第4号

学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)を求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和8年9月30日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者 廿日市市議会議員 濱 本 紀 洋

賛成者 〃 秋 山 妙 子

〃 〃 松 浦 る み

〃 〃 三 宅 洋 一

〃 〃 佐々木 由 華

〃 〃 吉 屋 智 晴

〃 〃 井 上 佐智子

〃 〃 栗 栖 俊 泰

学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)を求める意見書(案)

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達を支えるとともに、食育の推進や地産地消、地域の食文化への理解を深めるなど、学校教育において重要な役割を担っている。

現在、国が進めている「こども未来戦略」に基づいた学校給食費の抜本的な負担軽減策は、次代を担う子ども達の健やかな成長を支え、子育て世代の経済的負担を軽減するものであり、喫緊の課題である少子化対策において極めて重要な施策である。

そうした中、令和8年4月から小学校段階において、完全給食実施校では一人ひと月当たり5,200円を支援する基準額が示され実施されることとなったところである。

しかしながら、本市をはじめとした全国の自治体では、地域性や昨今の物価高騰の影響などにより国が示した基準額では不足が生じており、また、義務教育全体を通じた支援の連続性から自治体独自に中学校段階への負担軽減策を講じているのが現状である。

学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)は、子育て世帯の経済的負担を軽減するために行われるものであり、自治体間の格差や自治体の財政負担が生じることがないように、国の責任において適正な基準により実施する必要があると考える。

よって、国及び政府におかれては、義務教育制度の根幹に関わる「教育の無償化」に基づき、令和9年度から学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)について、小学校段階における基準額の拡充を行うとともに、中学校段階においても完全実施を行うように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)に係る令和9年度以降の財源については、国の責任において安定財源を確実に確保すること。
2. 義務教育課程における小中学校を通じた切れ目のない負担軽減策を講じることで初めて実効性のある少子化対策が達成されることから、中学校段階においても令和9年4月から完全実施を行うよう負担軽減策を拡充すること。
3. 自治体への支援の基準額については、地域における実態を十分に調査のうえ、実情に即した適正な基準額を設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	森	英介
参議院議長	関	口昌一
内閣総理大臣	高	市早苗
財務大臣	片	山さつき
総務大臣	藤	井比早之
文部科学大臣	関	芳弘

発議第5号

小中学校の屋内運動場への空調設備の整備促進を求める意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和8年9月30日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者 廿日市市議会議員 濱 本 紀 洋

賛成者 〃 秋 山 妙 子

〃 〃 松 浦 る み

〃 〃 三 宅 洋 一

〃 〃 佐々木 由 華

〃 〃 吉 屋 智 晴

〃 〃 井 上 佐智子

〃 〃 栗 栖 俊 泰

小中学校の屋内運動場への空調設備の整備促進を求める意見書（案）

近年、全国的に夏の猛暑が災害級となることが常態化している中、大人と比べ児童生徒は身体機能や身長差から熱中症などの健康被害を受けやすく、学校施設への空調設備の設置が喫緊の最重要課題となっている。

国の調査によると、令和7年5月1日現在の全国の公立小中学校への空調設備の設置状況は、大部分の普通教室には設置が進んでいるが、屋内運動場や武道場への設置率は22.7%と低い状況となっている。

本市においても、令和4年度までに普通教室、特別教室への空調設備の整備は完了したものの、屋内運動場については、今年度、小学校1校の整備に着工したところである。

また、屋内運動場は、平時には児童生徒の健やかな成長を促す教育の場であり、地域住民の社会体育施設の機能を有する場であると同時に、災害時には地域住民の安全を守る避難施設として、住民の生命を守るために重要な役割を果たしている。

真冬に発生した令和6年の能登半島地震や、本年7月、酷暑の中に発生した令和8年熊本地震など避難所の環境に大きく影響を与える時期の災害、特に、近年頻発する自然災害では避難生活が長期化する傾向にあり、高齢者等の災害弱者とされる方々の災害関連死を招かないためにも、空調設備の整備にこれまで以上に加速化させる必要性が高まっている。

一方で、屋内運動場の改修は、校舎等の大規模改修と合わせての整備を行うことや、屋内運動場の規模、断熱、遮熱工事など空調設備の設置費用やランニングコストの負担が大きいことから、財政規模の小さい自治体では、財源確保が容易ではない。

文部科学省において、屋内運動場の空調設備整備事業として補助率2分の1などの学校施設環境改善交付金が創設されているが、短期間での整備の促進には十分ではない。

よって、国及び政府におかれては、自治体が小中学校の屋内運動場への

空調設備の整備をさらに加速化できるよう、令和９年度以降の予算額の大幅な増額、さらなる補助率、上限額、補助単価の引き上げ及び維持管理費に対する交付税措置額の拡充など十分な財政支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月３０日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	森	英 介
参議院議長	関 口	昌 一
内閣総理大臣	高 市	早 苗
財 務 大 臣	片 山	さつき
総 務 大 臣	藤 井	比早之
文部科学大臣	関	芳 弘